

ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社 定款

第 1 章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、ウェルネス・コミュニケーションズ株式会社と称し、
英文では、Wellness Communications Corporationと称する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種健康診断及び健康・医療関連サービスに関する事業
2. その他企業福利厚生サービスに関する事業
3. 各種健康診断結果等、健康・医療のデータ収集・登録・加工・管理・出力事業
4. 健康・医療関連データを活用した各種サービス事業
5. インターネット・アプリ・人工知能等を利用した健康・医療に関する情報の配信事業
6. 情報通信システムの開発および保守・運用、コンピューターソフトウェア提供及び関連サービス事業
7. 医療用設備を備えた健康診断・検査・医療用施設の賃貸事業
8. 医療用設備を備えた健康診断・検査・医療用施設の運営に関するコンサルティング・各種サービス事業
9. 健康器具設備を備えた運動・健康増進施設事業
10. 通信販売業
11. 広告代理業
12. 有料職業紹介事業
13. 販売代理業
14. リース、レンタル並びに販売斡旋事業
15. 生命保険の募集及び損害保険代理店業
16. 古物の売買に関する事業
17. 前各号に関連する調査、企画、研究、開発及びコンサルティング
18. 前各号に付帯関連する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条 (機 関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、8,000,000株とする。

第7条 (単元株式数)

当社の1単元の株式数は、100株とする。

第8条 (単元未満株主の権利制限)

当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第9条 (株主名簿管理人)

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取り扱わない。

第10条 (株式取扱規程)

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

第11条 (株主総会招集の時期)

1. 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集する。
2. 前項のほか必要あるときは、必要に応じて臨時株主総会を招集する。

第12条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第13条 (株主総会の招集権者及び議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。但し、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

第14条 (電子提供措置等)

1. 会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
2. 会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条 (決議の方法)

1. 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを決する。
2. 会社法第309条第2項によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを決する。

第16条 (議決権の代理行使)

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。
2. 前項の株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条 (株主総会の議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第18条 (取締役の員数)

当会社の取締役は7名以内とする。

第19条 (取締役の選任)

1. 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第20条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第21条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。但し、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

第22条 (取締役会の招集)

取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第23条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数によって行う。

第24条 (取締役会の決議の省略)

当社は、取締役会の決議事項について、取締役の全員が当該決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第25条 (代表取締役及び役付取締役)

1. 当社は、取締役の決議によって代表取締役を選定する。
2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その取締役会の決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

第26条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第27条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第28条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第29条 (取締役の責任免除)

1. 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

第30条 (監査役の員数)

当社の監査役は5名以内とする。

第31条 (監査役の選任)

1. 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
2. 監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第32条 (監査役の任期)

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期満了の時までとする。
3. ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

第33条 (常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第34条 (監査役会の招集)

監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

第35条 (監査役会の決議方法)

監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第36条 (監査役会の議事録)

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

第37条 (監査役会規則)

監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第38条 (監査役の報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第39条 (監査役の責任免除)

1. 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
2. 当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

第40条 (会計監査人の選任)

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第41条 (会計監査人の任期)

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第42条 (会計監査人の報酬等)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

第43条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第44条 (剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

第45条 (剰余金の配当の基準日)

1. 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

第46条 (配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその支払義務を免れる。

附則

1. 変更案第14条(電子提供措置等)の新設は、当会社が振替株式(社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替株式)を発行する会社(以下、「振替株式発行会社」という。)になった日から効力を生ずるものとする。
2. 変更案第14条の新設が効力を生ずるまでは、変更案第15条以降の条数から1を減ずるものとする。
3. 本附則は、当会社が振替株式発行会社となった日にこれを削除する。